

平成26年1月31日

千葉県京葉地区・東葛地区・千葉地区・北総地区・市原地区及び南房地区に係る  
タクシー事業適正化・活性化協議会の合同開催について

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第83号 平成25年11月27日改正法公布、平成26年1月27日改正法施行）に基づき、千葉県京葉地区・東葛地区・千葉地区・北総地区・市原地区及び南房地区におけるタクシー事業適正化・活性化協議会を下記のとおり合同開催することとなりましたのでお知らせします。

なお、協議会参画につきましては、開催日の10日前までに下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

#### 記

○ 日 時 平成26年2月20日（木）13:30～15:30

○ 場 所 ホテルグリーンタワー幕張 3階「チェルシー」  
千葉県美浜区ひび野2-10-3

#### 【問合せ先】

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会  
東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会  
千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会  
北総地区タクシー事業適正化・活性化協議会  
市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会  
南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会

#### 共同事務局

- ・ 関東運輸局千葉運輸支局 輸送監査部門 池田、清家  
電話 043-242-7335
- ・ 一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋、田中、竹門  
電話 043-243-2460